

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループの設置について

平成19年7月
特許庁

1. 目的

現在、我が国産業競争力の強化のため、「知的創造サイクル」(知的財産の創造・保護・活用の好循環)の加速化が求められており、創造された知的財産を単に権利化して保護するのみならず、企業経営等において有効に活用していくことが必要である。「ライセンス」(通常実施権の設定)は、「知的創造サイクル」における知的財産活用の重要な方法の一つであり、特許技術の市場拡大、事業化リスクの分散、研究開発投資の選択と集中といった観点からも、その重要性が高まっている。

また、近年、企業間の国際競争が激化し、国境を越えた企業の合併・買収(M&A)や会社分割等の企業組織再編が進展しており、事業の譲渡や廃止が増えている中で、特許権の移転は増加傾向にある。現代の経済活動におけるライセンスの役割の重要性を踏まえれば、事業譲渡や倒産等による特許権等の移転があっても、通常実施権者がライセンス契約に基づく研究開発や事業を継続できるという企業経営の安定性を確保することは極めて重要である。

現行の特許法等では、通常実施権等の登録制度により、そのような特許権等の移転があった場合でも登録した通常実施権については新権利者に主張できる第三者対抗力を認めており、通常実施権者の保護を図っている。しかしながら、現行の登録制度は必ずしも十分に活用されていないのが現状である。

そこで、本WGでは、現代社会におけるライセンスの重要性と企業を取り巻く経営環境の変化に対応し、ライセンス契約に基づく事業活動の安定性を確保することにより、企業の戦略的な研究開発活動や知的財産の有効活用を促進し、我が国産業競争力の強化に資するため、通常実施権等の登録制度の見直しについて審議を行う。

2. 検討事項

検討の対象としては、特許法及び実用新案法における通常実施権及び専用実施権等の登録制度を想定。これらの制度について、例えば以下のような事項について検討を行う予定。

- ・ 登録事項の限定化・一部非開示化
 - ・ 出願中の権利に係るライセンスの保護
 - ・ 登録方法の見直し
- 等

3. スケジュール(案)

本年7月に第1回会合を開催。その後、4回程度開催し、年内に取りまとめ。

知的財産推進計画 2007（抜粋）

第3章 知的財産の活用

1. 知的財産を戦略的に活用する

2. 知的財産を活用した事業活動の環境を整備する

（3）企業のライセンス活動を円滑化する

知的財産権のライセンスの保護を図る

特許権又は実用新案権の包括的ライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合やライセンサーが包括的ライセンス契約の対象たるこれらの権利を第三者に譲渡した場合でもあっても、ライセンシーが継続して事業活動を実施できるようにするため、2007年通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき創設される新たな通常実施権登録制度の施行に向けて制度普及を図る。

また、2007年度において、現行の特許法等における通常実施権の登録制度の見直しなど、知財権のライセンス保護の更なる充実に向けた検討を行い、必要に応じて制度整備等を行う。

（経済産業省）